

独立行政法人情報通信研究機構映像センサー使用大規模実証実験検討委員会（第1回）
議事録

1. 開催年月日：平成26年4月28日（月）

2. 出席者（敬称略）

菊池委員長、石井委員、小林委員、鈴木委員、高木委員

3. 案件（議事）

（1）開会

（2）情報通信研究機構挨拶

（3）委員紹介

（4）委員長選任

（5）委員会の設置について

（6）実証実験計画の概要と検討項目について

（7）その他

（8）閉会

4. 配布資料

資料1 - 1 「映像センサー使用大規模実証実験検討委員会」の設置経緯等

資料1 - 2 独立行政法人情報通信研究機構映像センサー使用大規模実証実験検討委員会
規程

資料1 - 3 独立行政法人情報通信研究機構映像センサー使用大規模実証実験検討委員会
構成員名簿

資料1 - 4 委員会情報の公開方針（案）

資料1 - 5 大規模複合施設におけるICT技術の利用実証実験

資料1 - 6 プライバシー保護及び個人情報保護に係るNICTの対応

資料1 - 7 委員会の検討ポイント（項目素案）

資料1 - 8 映像センサー使用大規模実証実験に関するプライバシーポリシー策定について

参考資料1 - 1 情報通信研究機構（NICT）の概要

参考資料1 - 2 プレスリリース資料（平成25年11月25日）「大規模複合施設におけ
るICT技術の利用実証実験を大阪ステーションシティで実施」

参考資料1 - 3 プレスリリース資料（平成26年3月11日）「大阪ステーションシティ
でのICT技術の利用実証実験の延期について」

参考資料1 - 4 これまでの経緯

参考資料1 - 5 監視社会を拒否する会 要請書

- 参考資料 1 - 6 北摂市民ネットワーク 申し入れ書
- 参考資料 1 - 7 JR 大阪駅「大阪ステーションシティ」における ICT 技術の利用実証実験に関する意見書
- 参考資料 1 - 8 技術検討ワーキンググループ報告書
- 参考資料 1 - 9 パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針

5. 議事概要

(1) 情報通信研究機構挨拶

開会にあたり、情報通信研究機構今瀬理事より挨拶が行われた。

(2) 委員紹介

各委員の紹介と、事務局出席者の紹介が行われた。

(3) 委員長選任

委員会規程第 6 条（資料 1 - 2）に基づき、委員の互選により、菊池委員が委員長に選任された。

(4) 委員会の設置について

事務局より、資料 1 - 1 から資料 1 - 4 までの説明が行われたのち、次の質疑があった。

（鈴木委員）委員会情報は原則公開で考えていただきたい。

（菊池委員長）本委員会の情報は原則公開として、委員会設置に係るプレスリリースの扱いについては事務局に任せることとしたい。

（鈴木委員）公開時期であるが、速やかに公開してはどうか。国の委員会でも、議事録は遅れるが資料は翌日には公開されている。

（菊池委員長）委員会の情報は速やかに公開することとする。

（事務局）委員会の情報を速やかに公開することに対し、機構内で調整を行う。

（鈴木委員）委員の発言は公開で問題ない。事務局提出資料のなかで、特許などの知的財産に関連する部分は、その旨資料に明示するルールとすればよい。

(5) 実証実験計画の概要と検討項目について

事務局より資料 1 - 5 の説明が行われたのち、次の質疑があった。

（鈴木委員）データの取得主体は情報通信研究機構（以下「NICT」という。）か。

（事務局）そのとおり。

（高木委員）施設管理者が災害対策の観点での有効性検証を行うとあるが、施設管理者との関係について、共同研究なのか、業務委託なのかなどはどうなっているのか。

（事務局）現状は建物使用貸借契約のみであるが、必要ということであれば、別途検討したい。また、同契約の中で、情報の取扱いに関し、再識別化の禁止、NICT と合意した利用目的に限り使用すること、第三者への提供を行わないなどを取り決めている。

- (高木委員)建物使用貸借契約の中で情報の取扱い等を定めるのには違和感がある。別の契約を締結するべきものではないか。
- (菊池委員長)大きな利用目的としては災害時と非常時の安全対策(誘導等)への活用か。
- (事務局)そのとおり。
- (石井委員)建物使用貸借契約書上はどのような位置づけなのか。
- (事務局)建物使用貸借契約書を交わす際に、実証実験を実施することを想定していたので、情報の取扱いについての条文を含めた。
- (菊池委員長)次回には契約内容について議論をしたいので、契約書の写しを開示されたい。
- (高木委員)特徴量をもとに行う「マッチング処理」に計算負荷がかかるのか。
- (事務局)一人当たり1MBの情報量になり、大量のデータを処理するために時間がかかる処理となっている。マッチング処理を違う角度で行えるようにするため、必要な特徴量の情報量が大きくなっている。
- (菊池委員長)情報の削除の時期について確認したい。
- (事務局)映像情報は、10秒以内に削除される。特徴量情報は数分から数時間で削除される。特徴量情報はネットワーク経由でNICTの設備に転送される。
- (菊池委員長)特徴量の情報は、人を識別するデータとして利用可能な情報か。
- (事務局)そのとおり。保持時間を数分から数時間程度としている特徴量情報が人を識別するデータとして利用可能な情報である。
- (小林委員)営業時間が終わっても消えない情報はどうなるのか。
- (事務局)システム側で、一定時間後に消去する。時間の指定は設定による。
- (菊池委員長)消去に対して、何か保証はあるか。
- (事務局)削除したというログを残すなどが考えられる。
- (鈴木委員)このような問題には検証性がない。実施事業者の自己宣告型で合法になる。

事務局より、資料1-6、資料1-7の資料の説明が行われたのち、次の質疑があった。

- (石井委員)論点の課題は、個人への侵害の観点から肖像権(人格権としての)とプライバシー権、独立行政法人の個人情報保護法の観点、また、何が侵害されるかの観点から、整理すべきと考える。また、憲法13条の問題も、この実験の観点からみた課題設定をするべきと考える。
- (菊池委員長)最初のプライバシー保護の観点では、肖像権とプライバシー権、それと憲法13条が課題になるとのことか。
- (石井委員)憲法13条については、問題にはならない。肖像権とプライバシー権は別の権利なので、分けて考えるべきである。肖像権の関係でいえば、みだりに取得(撮影)していると言えるかどうかは鍵になる。みだりに取得したと評価されると、

違法性阻却の観点や、社会生活上の受忍限度の観点から評価することになる。

(菊池委員長) 一般的な防犯カメラの場合はどうか。

(石井委員) 防犯カメラの場合は、適法と考えられており、民間の設置の場合も同様な傾向である。今回の実験では、防犯カメラとは目的が異なるので、同じ扱いにはならない。

(鈴木委員) 議論の進め方としては、現行法の解釈(判例・通説)と事実の確認、そしてあてはめ、6月の大綱を踏まえた今後の立法化に向けたなかでの議論、レピュテーションリスクへの対応(社会規範からみて問題になる場合への対応など)の3段階での議論の進め方になると考える。

(高木委員) そもそも論として自分も国の研究機関の一研究員として言いたい。学術的研究の自由は最大限確保されるべきであり、いくらか違法性があっても研究の社会的有益性が大きいものは、研究目的に限って認められるべき場合もある。しかし、今回のように国の研究機関が「現行法上問題ない」という理由を示して実験を進めれば、民間事業者は同じことを商用目的でやってよいということになってしまふ。現行法での解釈を再確認したうえで、研究の社会的有益性について検討する必要があると考える。

(菊池委員長) 資料の中で、「特定の個人が識別できない情報に変換する」という記述が何度か出てくるが、これは、どういう情報か。

(事務局) 特徴量情報のことで、特定の個人を識別できない情報ということである。

(鈴木委員) 事実関係では、そのデータをそのように評価したということを明確にしてもらえば、特定個人の識別情報の解釈の問題となる。非識別化情報であることを言うよりは、仮に個人情報であっても学術利用や公共性の観点から問題ないことを論証していくべきである。

(小林委員) 顔がわかる以上は特定情報であるとの理解が一般化しており、その観点からいえば、画像であろうが、番号であろうが同じ人が来た時に、特定の個人を識別できるのであれば、現行法でも個人情報に該当する。

(石井委員) EUでは、特定という言葉がなく、識別可能性というのが個人情報として保護する範囲と考えるべき観点となっており、その点から見ると、特徴量の情報も識別可能な情報となる。

(高木委員) 情報公開請求された場合に、個人識別性があることを理由として不開示にすることが可能かを考えてみてはどうか。

(石井委員) 個人情報の開示請求をされたらどうなるかという観点もある。

(菊池委員長) 本日の質疑での論点や質問、特に、1MBの特徴量の情報がどのようなタイミングでどこにあって、どの程度の本人の識別ができるのかなどについての資料を準備してほしい。

(高木委員) 個人識別性ありとなった場合、独立行政法人の保有個人情報にあたるかどうか

かの検討のために、このデータが独立行政法人の法人文書かどうかを確認したい。

(鈴木委員) 第三者委員会の第三者性を維持する観点から、以下を確認したい。

委員長を互選したことを議事録で明記する。

公開の原則で透明性を持って運営する。

実験は、本委員会の報告書公開後実施する。

事後の監査を実施するという事なので、できれば外部の委員も含めて実施出来るとうい。

(鈴木委員) 次回までにということで、交通費等の実費を除き、報酬をいただかないことを提案したい。その方がむしろ自由活発、客観的に意見を言えると思う。また、できればその旨も告知できれば、委員選定が当事者によって行われている限界がある中で、多少なりとも第三者的であるという社会的理解を得られるように思う。

(鈴木委員) 委員会報告書では、少数意見でも個人名付きで付記して公表できれば、第三者委員会としての答申の社会的意味合いも出てくる。また、他の同種の研究機関に対する先行ルールとなれば、社会的意義も高くなる。さらに、民間でのマーケティング利用等の場合に気を付けなければならない事項を明らかにできるとなるとよい。

(菊池委員長) 公平性・透明性に対する提案であるが、委員長互選の議事録明記や情報の公開等の準備を事務局にお願いしたい。

(石井委員) 論点について、全体的な見直しが必要である。現行法での整理、大綱を踏まえた検討、及びレピュテーションリスクの検討の3段階で、現行法の整理では、肖像権(みだりな撮影かどうか、違法性阻却があるかどうか)、プライバシー権(取得、解析、追跡、提供)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の観点(個人情報かどうか、保有個人情報にあたるかどうか、不正な手段での取得、利用・提供が目的の範囲内か、安全管理措置)などが論点となる。

(高木委員) 市民団体からの意見や当初のプレスリリース内容に対する批判への整理も必要と思う。

(鈴木委員) 当初の伝え方(プレスリリース)に対する反省点なども整理したほうがよい。

以上